

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月14日

【発行者名】 日本ビルファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 西川 勉

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 日本ビルファンドマネジメント株式会社
取締役運営本部長 三竿 公彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03 (6259) 8681

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本投資法人の運用の基本方針を一部変更しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

本投資法人の財務運営上の管理指標であるローン・トゥー・バリュー・レシオに関しまして、以下の通り変更いたします。

	呼称	定義	上限の目途
変更前	ローン・トゥー・バリュー・レシオ	資産総額に対して借入額、投資法人債発行額の残高及び運用している敷金相当額（預金見合いがない敷金相当額）が占める割合	60%
変更後	総資産有利子負債比率	総資産に対する有利子負債残高（借入残高及び投資法人債発行残高の合計）の比率	56%

平成24年9月27日付にて提出された第22期有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 投資態度 (エ) 財務方針 C. ローン・トゥー・バリュー・レシオ」の一部を以下の通り変更いたします。

__の部分は変更箇所を示します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2 投資方針

(1) 投資方針

投資態度

(エ) 財務方針

C. 総資産有利子負債比率

本投資法人の総資産に対する有利子負債残高（借入残高及び投資法人債発行残高の合計）の比率（以下、「総資産有利子負債比率」といいます。）の上限は、資産運用会社が定めた運用資産の年度運用計画の中で定められています。これらにおいては、総資産有利子負債比率の上限として56%を目途としています（但し、資産の取得等に伴い、一時的に56%を超えることがあります。）。

(2) 変更の年月日

平成25年2月14日